

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

津北商工会及び会員事業者が立地する地域（以下「立地地域」という。）である河芸地域及び津地域大里・高野尾地区は、東部は伊勢湾に面し平野部が多く、また、立地地域内には二級河川の中ノ川、田中川、志登茂川が流れている。

立地地域のうち、伊勢湾沿岸地域は国道23号と近畿日本鉄道名古屋線、伊勢鉄道が通り、交通の利便性が高いことから、多くの中小企業、小規模事業者が事業を営んでいる。この地域は、海拔0メートルから4メートルまでの土地が多くを占めており、近い将来に発生が予想される南海トラフを震源とする巨大地震では、揺れによる家屋の倒壊、火災による焼失はもとより、津波到達により、人的、物的被害がより深刻になると予測されている。

また、大里・高野尾地区は、主要な県道である三重県道津関線、JR紀勢本線が通っており、特に津関線に関しては、伊勢自動車道芸濃IC及び名阪国道関ICに接続し、関西圏や名古屋圏へのアクセスが容易であることから、津サイエンスシティをはじめとし、多くの事業所が存在する。この地域は、河芸地域と比較し標高が高く、大雨や津波による浸水被害の可能性は低いものの、一部に急傾斜地が存在するなど土砂災害の発生が危惧される。

ア 地震防災マップ

津市は、南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される被害量を算出し地震防災マップを作成している。

立地地域のうち、特に河芸地域においては最大震度7、その他の立地地域においても震度6弱以上の揺れが想定されている。

また、地域内全体において、液状化の危険度が極めて高いと想定されている。

立地地域のうち東部の伊勢湾沿岸地域においては、津波の到達が地震発生から1時間程度（浸水深30cm）、最大浸水深は5mと想定される。

イ 洪水ハザードマップ

津市は、洪水ハザードマップについて、津北商工会の立地地域に関しては、三重県の被害想定をもとに志登茂川・毛無川・横川・前田川の浸水予測結果を作成している。

志登茂川流域の24時間総雨量を817mmと想定した場合、河川両岸はもとより、特に標高の低い河芸地域沿岸部を中心に浸水深3m未満が想定され、家屋においては床上から1階部分までが浸水にする被害が発生する見込みである。（中ノ川及び田中川流域の被害予測はマップ未作成のため考慮せず。）

ウ 土砂災害：ハザードマップ

津北商工会の立地地域においては、土砂災害ハザードマップは現在のところ未作成であるが、立地地域の西部においては高台、山林が多く急傾斜地などもある中で、場所によっては土砂災害の可能性が危惧される。

(2) 商工業者の状況

ア 商工業者等数 536

イ 小規模事業者数 430

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
建設業	102	97	
製造業	91	61	
卸売業	38	20	
小売業	144	117	

サービス業	1 2 9	1 1 7	
その他	3 2	1 8	
計	5 3 6	4 3 0	

(3) これまでの取組

ア 津市の取組（主なもの）

(ア) 津市地域防災計画

津市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、津市の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めた津市地域防災計画を策定している。

当該計画は、防災訓練の実施による対策の見直しや関係機関の対応状況、他地域における災害発生の状況等を踏まえ、より実践的なものとなるよう毎年見直しを行っている。

(イ) 津市業務継続計画

津市は、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震災害や、集中豪雨による水害等、危惧される大規模災害に対し、非常時優先業務をあらかじめ特定するとともに、人や物などの必要な資源の確保、資源制約下でいかに非常時優先業務を行っていくかを定めた津市業務継続計画を平成30年3月に策定している。

(ウ) 津市災害時受援計画

津市は、大規模災害時において、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、外部からの応援を円滑に受入れ、その資源を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的に、平成31年3月に津市災害時受援計画を策定している。

(エ) 防災訓練の実施

津市は、地震や大型台風といった大規模災害を想定し、陸上自衛隊、三重県等関係機関との連携のもと、津市総合防災訓練及び津市防災図上訓練を実施している。

また、津市では自主防災組織等の地域住民が実施する訓練に参加、協力を行っている。

(オ) 防災備品の備蓄

津市は、災害時における「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、自分自身の命は自分自身で守るという「自助」の取組のひとつとして、食料、飲料水、簡易トイレ、常備薬等の備蓄を行うことを、市民に対し啓発をしている。

また、津市は、地方自治体等公的機関の支援である「公助」の取組のひとつとして、食料や飲料水など生活物資の備蓄や資機材の整備を実施している。

イ 津北商工会の取組

(ア) 防災訓練の実施

(イ) 南海トラフ地震防災規程（消防計画・予防規程）の制定と運用

(ウ) 防災備蓄用パンの斡旋販売

(エ) 津市が実施する防災訓練への参加及び協力

(オ) 損保会社等と連携した損害保険への加入促進

連携先名称（最寄りの支社等）	所在地	連絡先
三重県中小企業共済協同組合	津市栄町1丁目891番地	059-228-7128
東京海上日動(株)三重支店津支社	津市東丸之内33番地1	059-224-0221
あいおいニッセイ同和損害保険(株)三重支店津支社	津市羽所町388番地	059-228-5123
三井住友海上火災保険(株)三重支店三重支社	津市中央1番地1	059-227-1274

2 津北商工会における課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具

体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える津北商工会の経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

3 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- (2) 発災時における連絡体制を円滑に行うため、津北商工会と津市との間における被害情報の共有、報告ルートを構築する。
- (3) 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

4 その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

2 事業継続力強化支援事業の内容

津北商工会と津市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回、窓口指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や広報津、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

イ 津北商工会の事業継続計画の作成

当会は、令和2年1月事業継続計画を作成済（別添）

ウ 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ東京海上日動（株）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

エ フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 津市事業継続力強化支援計画の内容について、津北商工会と津市により定期的（年1回を目途）に開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード7以上の地震や大型台風）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

発災後24時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を津北商工会と津市で共有する。)

イ 応急対策の方針決定

- 津北商工会と津市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を協議する。(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。

- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

大規模な被害がある	地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊・火災」等、大きな被害が発生している。 被害が推定される地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊・火災」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	目立った被害の情報がない。

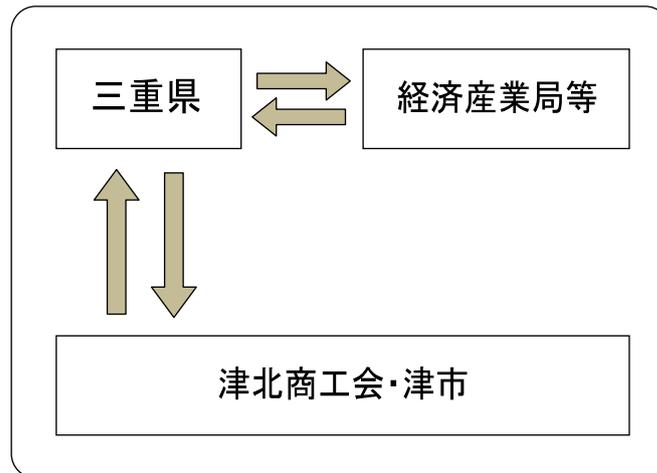
※ 連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、津北商工会と津市は以下の間隔で被害情報等を共有する。(被災状況により適宜判断する。)

発災後から1週間	1日に2回共有する
1週間から2週間	1日に2回共有する
2週間～2ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 津北商工会と津市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 津北商工会と津市が共有した情報を、三重県の指定する方法にて津北商工会又は津市より三重県へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 相談窓口の開設方法（時期、場所、内容、体制等）について、津北商工会と津市と協議のうえ決定する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、津市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

(6) その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

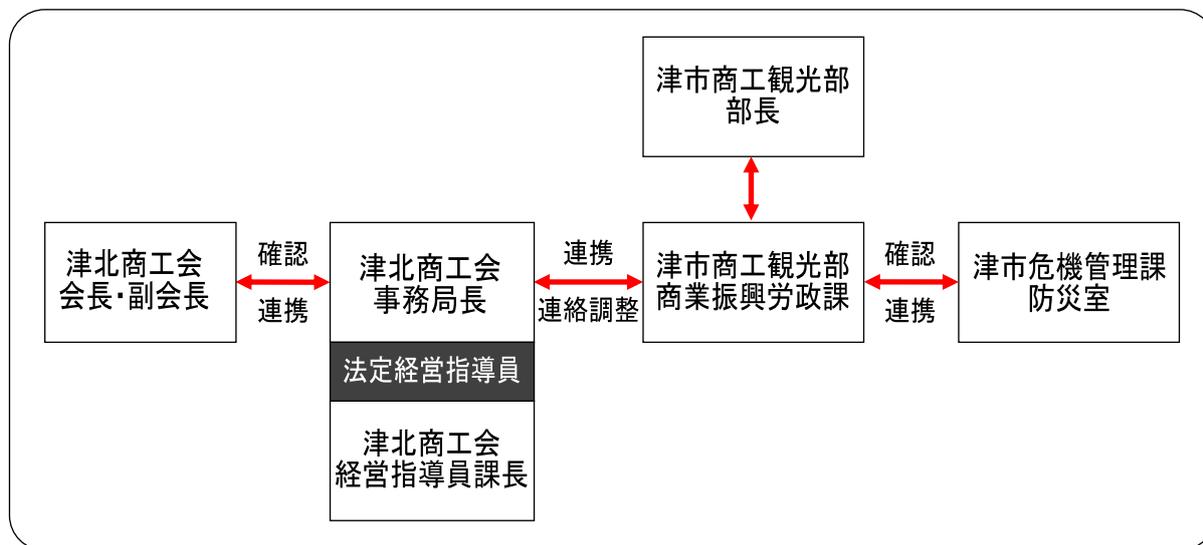
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年1月現在)

1 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



2 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

(1) 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 桂山 築（連絡先は後述（3）①参照）

(2) 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

ア 商工会

津北商工会

〒510-0304 三重県津市河芸町上野326番地6

TEL：059-245-5678 / FAX：059-245-5672

E-mail：tsukita@mie-shokokai.or.jp

イ 関係市町村

【商工会、商工会議所を所管する代表連絡先】

津市商工観光部商業振興労政課

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

TEL：059-229-3114 / FAX：059-229-3335

E-mail：229-3114@city.tsu.lg.jp

【企業支援に係ること】

津市ビジネスサポートセンター（経営支援課）

〒514-0131 三重県津市あかつ台4-6-1 あかつピア

TEL：059-236-3355 / FAX059-236-3356

E-mail : info@ipc.city.tsu.lg.jp

3 その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

（別表3）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位 千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	215	215	215	215	215
専門家派遣費	60	60	60	60	60
協議会運営費	5	5	5	5	5
セミナー開催費	50	50	50	50	50
広報費	100	100	100	100	100

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、津市補助金、三重県補助金、事業収入 等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等